

緊急防災・減災事業債の期間延長及び一層の充実を求めるための 意見書

近年、全国的に頻発・激甚化している地震、台風、豪雨、豪雪等の災害は、各地で家屋の倒壊、河川の決壊や氾濫、道路の寸断や橋梁の崩壊など、甚大かつ深刻な被害をもたらしており、また、南海トラフ地震の発生も懸念されています。国及び地方自治体におけるさらなる防災・減災対策が喫緊の課題となっています。

しかしながら、国からの地方自治体への援助である緊急防災・減災事業債は、2025年度までの時限措置とされ、必要となる財源を確保する上で大きな困難に直面しています。このことは、2024年の全国市長会の決議にもあるように、地方自治体の現状です。

つきましては、国におかれては、地方自治体の財政状況を十分に認識され、災害に強いまちづくりのため、下記の処置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 緊急防災・減災事業債は、地方自治体にとって極めて重要な財源であることから、2026年度以降も継続するとともに、安定的な制度運用を図るため、恒久的な制度とすること。
- 2 起債対象事業のさらなる拡大及び要件緩和並びに交付税措置率の引上げによる財源措置の強化など、一層の制度拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年3月25日

白山市議会議長 中野 進